

労働者派遣の執行に関する細目（仕様書）

1. 業務名

名簿対照等選挙事務に係る労働者派遣業務

2. 業務内容

(1) 期日前投票所における名簿対照事務

ア. 名簿対照係

- ① 投票所入場整理券を持参した選挙人については、投票所入場整理券のバーコードをバーコードリーダで読み取りパソコンで検索する。投票所入場整理券を持参しない選挙人については、期日前投票所備付けの宣誓書（以下、「A5 宣誓書」という。）に記載された氏名、生年月日を入力することによりパソコンで検索する。
- ② パソコン画面に選挙人の情報が表示されたら、画面に表示される選挙名により、当該選挙人が投票しようとする選挙が投票可能かどうかを確認する。
- ③ パソコン画面に表示された情報と宣誓書を見比べ、氏名、生年月日及び住所が一致しているかを確認する。
- ④ A5 宣誓書に投票可能な選挙及び受付時間を記入する。
- ⑤ ①から④までの作業後、パソコン画面上で受付処理を行う。ただし、パソコン画面上に警告が表示されたり、通常の処理と異なる表示がされたりした場合は、直ちに職務代理者等に連絡すること。
- ⑥ 正常に受付処理が完了すると、パソコン画面の状態が変わるので、必ずその確認をすること。
- ⑦ 投票終了後に、投票管理者に本日の投票者数を報告する。

イ. 照合兼投票用紙交付係

- ① 名簿対照係とともに、パソコン画面に表示された情報と宣誓書を見比べ、氏名・生年月日・住所が一致しているか、また、選挙人が投票可能な選挙について正確に A5 宣誓書に転記されたことを確認する。
- ② 投票所入場整理券を持参した選挙人については、その投票所入場整理券を A5 宣誓書にテープで貼り付ける。
- ③-1 知事選挙に投票可能な選挙人については、選挙名と投票の方法を説明し、投票用紙交付機から排出された投票用紙を 1 枚交付する。ただし、点字投票の場合は、一般用の投票用紙は交付せず、職務代理者等に伝達し、必ず点字用投票用紙を 1 枚交付すること。
- ③-2 知事選挙に投票済み又は投票不可な選挙人については、投票用紙交付機から投票用紙が排出されないので、④の工程へ。
- ④-1 市長選挙及び市議会議員補欠選挙に投票可能な選挙人については、選挙人に次の交付係に進むよう伝え、次の交付係に投票可能選挙を口頭で伝達しながら A5 宣誓書を回付する。（ただし、1 票目の交付が 2 箇所ある期日前投票所については、A5 宣誓書を選挙人に一旦渡し、次の交付係で再提出してもらう運用とする。）
- ④-2 市長選挙及び市議会議員補欠選挙に投票不可な選挙人については、A5 宣誓

書はここで回収し、次の交付係を飛ばして記載台に向かうよう伝える。

- ⑤ 投票終了後に、投票管理者に交付機の中の投票用紙残数を数えて報告し、手渡す。

※上記のア及びイを、1時間毎（目安）に交代で行う。

※パソコンの基本的な操作スキルを要する。

※業務内容の詳細については、別途事前に行う研修により説明する。

(2) その他選挙事務補助

3. 責任の程度

（役職）無 （権限の範囲）部下なし

4. 事業所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所

5. 組織単位

選挙管理委員会

6. 就業場所の名称及び所在地

- (1) 金沢市第一本庁舎 新館1階ホール（金沢市広坂1丁目1番1号）
- (2) 金沢市森本市民センター 1階事務室（金沢市南森本町又33番地）
- (3) 金沢市金石市民センター 1階会議室（金沢市金石通町3番14号）
- (4) 金沢市犀川市民センター 1階憩いの間（金沢市末町6の67番地1）
- (5) 金沢市安原市民センター 1階和室（金沢市福増町北1067番地）
- (6) 金沢市額市民センター 1階会議室（金沢市額谷3丁目1番地1）
- (7) 金沢市押野市民センター 1階会議室（金沢市八日市2丁目464番地）
- (8) 金沢市浅川市民センター 2階会議室（金沢市田上の里2丁目3番地）
- (9) 金沢市泉野福祉健康センター 1階会議室（金沢市泉が丘1丁目2番22号）
- (10) 金沢市元町福祉健康センター 1階けんこう広場（金沢市元町1丁目12番12号）
- (11) アル・プラザ金沢 2階特設会場（金沢市諸江町30番地1）
- (12) 金沢市西部環境エネルギーセンター 1階環境学習室（金沢市東力町ハ3番地1）

7. 指揮命令者

選挙管理委員会 係長 紺谷 信長

8. 派遣人員及び派遣就業の期間

1箇所あたり常時2名（別紙派遣従事者配置一覧参照）

令和8年2月中旬から3月中旬までのうち16日間

ただし、浅川市民センターは期間中はじめの10日間

具体的な就業期間については、派遣先と調整のうえ、投票日に合わせ業務を行うこと。

9. 就業日

- ・シフト制により、上記期間中で、派遣元が別途定める。
- ・派遣元が勤務シフト表（自由様式）を作成し、派遣先と協議して決定する期日までに提出すること。
- ・派遣元は、緊急時対応のため、事前に緊急連絡先を通知しなければならない。
- ・派遣元の営業時間外（休日を含む）の場合は、緊急連絡とその後の対応が行えるような体制を確保しておかなければならない。
- ・派遣元は、業務に従事する者に欠勤、早退、遅刻等があった場合や、下記 23.(3)「派遣労働者の服務等」を履行できない者と派遣先が判断する場合は、直ちに他の者を代わりに派遣しなければならないものとする。
- ・派遣元は、派遣労働者の出退勤の管理について、原則自社で責任を持って行うものとする。また、派遣先の確認が必要な場合はあらかじめ調整しておかなければならぬ。
- ・派遣元は、派遣労働者の人間関係、体調管理に気を配り、業務を円滑に進めなければならない。
- ・派遣元は、業務に従事する者の氏名等を記載した名簿を、事前に提出しなければならない。なお、名簿調製にあたっては、あらかじめ派遣先の各期日前投票所の意見を伝える場合があるので、事前に調整を行うこと。

10. 就業時間

(1) 期日前投票期間中

- ・アル・プラザ金沢 前半： 9時45分から15時15分まで（5.5時間）
- ・アル・プラザ金沢 後半： 15時10分から20時10分まで（5時間）
- ・アル・プラザ金沢以外 前半： 8時15分から14時15分まで（6時間）
- ・アル・プラザ金沢以外 後半： 14時10分から20時10分まで（6時間）

※いずれの就業場所でも、後半は時間外の可能性あり（最大1時間程度）

(2) 事前研修（3時間程度、後述 19.教育訓練及び別紙派遣従事者配置一覧参照）

11. 休憩時間

- ・勤務時間6時間超8時間以下の場合：45分
- ・勤務時間8時間超の場合：60分

12. 時間外労働

有（上記 10.就業時間のとおり）

13. 安全及び衛生

- ・換気、照明等の業務を行う環境については、就業場所で期日前投票事務に従事するその他市職員と同様とする。
- ・交通費、社会保険については、派遣元の負担とする。

- ・派遣労働者が就業のために駐車場を利用する場合の費用については、派遣元の負担とする。
- ・VDT作業を連続して行う時間は1時間までとし、1時間連続して作業を行ったときには少なくとも10分間のVDT作業休止時間を与える（上記2.業務内容参照）。但し、休憩時間につながる時間帯については、この限りではない。
- ・派遣労働者が労働災害に被災した場合は、派遣先は遅滞なく派遣元責任者へ連絡するとともに労働者死傷病報告の写しを派遣元に送付する。

14. 派遣先責任者

選挙管理委員会 書記長 松本 明 (連絡先) 076-220-2077

15. 派遣元責任者

(連絡先)

16. 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先担当者：選挙管理委員会 書記次長 赤丸 雅之 (連絡先) 076-220-2077
派遣元担当者： (連絡先)

(2) 苦情処理方法、連携体制等

①派遣先担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

②派遣元担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

17. 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得るとはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより派遣元に生じた損害の賠償を行うこととする。派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかつたことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額について、損害賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であつて、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対して明らかにすることとする。

18. 便宜供与

派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する食堂及び売店等の施設並びに保健室等の設備について、派遣労働者も利用することができるよう便宜供与することとする。

19. 教育訓練

事前研修あり（実施日は派遣先と派遣元で協議して決定）。

期日前投票事務の事前研修に関して、派遣元は、受講者の人数が各回でなるべく均等になるよう調整すること。当日は、派遣元が研修会の出席者の管理を行い、当日資料等の配付物の手渡しも行うものとする。

<研修内容>

- ・名簿対照事務を中心に、期日前投票事務全般にわたって説明
- ・PC操作研修
- ・基幹系端末使用に必要な顔認証登録

20. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

派遣労働者が自らの意思で派遣先の選考試験に申し込み、合格した場合、派遣契約期間満了後に、派遣先が派遣労働者を直接雇用することができます。その場合、事前に派遣元へ示すこととする。

21. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない

22. 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別
限定しない

23. その他

(1) 積算内訳書の提出について

本派遣業務における派遣労働者の人件費（賃金）が分かる1時間当たりの単価を明示した積算内訳書を提出すること。

(2) 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

派遣先均等・均衡方式の派遣労働者の場合、比較対象労働者の待遇等に関する情報を提供するため、連絡すること。

(3) 派遣労働者の服務等

- ・派遣労働者は、服務を遵守することについての別紙「誓約書」を提出すること。
- ・派遣労働者は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- ・派遣労働者は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・派遣労働者は、職務により使用又は作成した資料等を、業務の履行以外の用途に使用したり、履行場所から持ち出したりしてはならない。
- ・派遣労働者は、その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。
- ・派遣労働者は、特定の候補者の選挙運動や政治活動等を行ってはならない。
- ・派遣労働者は、投票管理者等や従事する市職員の指示や注意に従うこと。
- ・派遣労働者は、投票に来られた方へ、親切、丁寧及び理解しやすい言葉で対応しなければならない。
- ・派遣労働者の服装及び身だしなみは、節度あるものとし、投票に来られた方に不快感をあたえないよう対応しなければならない。
- ・派遣労働者は、基礎的なパソコン操作（マウスの使用方法やローマ字入力等）に係る一定の知識、技術を予め習得していなければならない。

令和8年

執行予定

石川県知事選挙、金沢市長選挙、金沢市議会議員補欠選挙 派遣従事者配置人員一覧

期日前投票所 配置人数

月 日 曜 前半／後半	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	15日目	16日目	前半 配置 人数 Ⓐ	前半 勤務每 時間数 Ⓑ	前半 勤務 時間計 Ⓒ(Ⓐ×Ⓑ)	後半 配置 人数 Ⓓ	後半 勤務每 時間数 Ⓔ	後半 勤務 時間計 Ⓕ(Ⓓ×Ⓔ)	勤務 時間 計 Ⓒ+Ⓕ
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後							
①本庁	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
②森本市民センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
③金石市民センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
④犀川市民センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
⑤安原市民センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
⑥額市民センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
⑦押野市民センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
⑧浅川市民センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	6:00	120	20	6:00	120	240
⑨泉野福祉健康センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
⑩元町福祉健康センター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
⑪アル・プラザ金沢	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	5:30	176	32	5:00	160	336
⑫西部環境エネルギーセンター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	6:00	192	32	6:00	192	384
																合計							4,416

研修（必修） 概ね 85 人 × 3 時間 = 255

期日前投票における総時間（研修を含む） 4,671

期日前投票所 勤務時間

	前半			後半		
	自	至	時間数	自	至	時間数
①本庁	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
②森本市民センター	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
③金石市民センター	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
④犀川市民センター	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
⑤安原市民センター	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
⑥額市民センター	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
⑦押野市民センター	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
⑧浅川市民センター	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
⑨泉野福祉健康セン	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
⑩元町福祉健康セン	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00
⑪アル・プラザ金沢	9:45	15:15	5:30	15:10	20:10	5:00
⑫西部環境エネルギー	8:15	14:15	6:00	14:10	20:10	6:00